

海内地域づくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、海内地域づくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、地域住民がお互いを理解し合い、自ら地域づくりに関わっていくことを基本に、地域住民相互の交流と住民主体の文化、学習、健康増進、福祉活動を促進し、併せて、環境の整備、防災体制の確立、次世代育成等による地域活性化のために、住民が連携して、相互扶助の精神を発揮し、海内地域のまちづくり推進に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 この協議会は、事務所を佐用町海内63（ふれあいの郷 みうち若杉館）海内地域づくりセンター（以下「センター」という）内に置く。

(役割及び活動)

第4条 この協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事。
- (2) 生活環境の保持と改善向上に関する事。
- (3) 青少年育成に関する事。
- (4) 防災・防火・防犯に関する事。
- (5) センター等の運営に関する事。
- (6) 自治会活動との連携に関する事。
- (7) その他 協議会の目的達成に関する事。

(組織)

第5条 この協議会は、海内地域 正副自治会長、自治会代表者及び海内地域各種団体代表者等で構成する。

- (1) 協議会は、役員会・本部役員会・運営委員会で組織する。
- (2) 役員会は、協議会正副会長・センター長・正副運営委員長・書記・会計・広報委員長で構成する。

- (5) 運営委員会副委員長は、委員長を補佐し委員長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (6) 書記は、協議会の運営及び活動に伴う記録事務を行う。
- (7) 会計は、協議会の運営及び経理事務を行う。
- (8) 広報委員長は、協議会の運営及び活動に伴う広報事務を行う。
- (9) 監査委員は、協議会の会計監査事務を行う。

(役員任期)

第9条 各役員任期は、各自治会の任期期間とする。ただし補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第10条 協議会の経費は、町からの助成金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第12条 この規約の改廃は、運営委員会において3分の2以上の出席で、出席者の3分の2以上の賛成により成立する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、役員会議で協議して別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成18年6月18日から施行する。

附則

この規約は、平成20年5月11日から施行する。

《別記》

運 営 委 員 会

自治会長	2名	農会長代表	1名
副自治会長	2名	惣菜加工処代表	1名
センター長	1名	福祉会代表	1名
活動推進員	4名	ボランティアグループ代表	1名
広報委員長	1名	中学校PTA代表	1名
自治会代表	2名	小学校PTA代表	1名
広報委員	2名	保育所保護者会代表	1名
高年クラブ代表	2名	やんがて会代表	1名
婦人会代表	2名	スポーツクラブ21りかん支部代表	1名
消防代表	2名	体育指導員	2名

計 31名